

能登地域トキ放鳥PRキャラクター
「のとっきー」の使用に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、能登地域トキ放鳥PRキャラクター「のとっきー」の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、能登地域トキ放鳥受入推進協議会（以下「協議会」という。）に属する。

(使用の届出)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、原則2週間前までに、協議会会長（以下「会長」という）に届出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が業務のために使用する時
- (2) 協議会加盟団体が業務のために使用する時
- (3) 学校等の教育機関が教育等のために使用する時
- (4) 報道関係機関が報道等のために使用する時
- (5) 個人又は家庭その他これに準ずる限られた範囲内において使用する時
- (6) その他、会長が適当と認めるとき

2 前項の届出を行おうとする者は、別記の届出書を会長に提出しなければならない。なお、必要に応じて追加資料等の提出を求められた場合には速やかに応じるものとする。

(禁止事項)

第4条 以下の各号のいずれかに該当する場合、キャラクターの使用を認めない。

- (1) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (2) キャラクターの制定目的（石川・能登でのトキの野生復帰を応援すること）に反する場合
- (3) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (4) 協議会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (5) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (6) 特定の個人・企業・団体、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (8) 使用者が以下のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
以下同じ。)

イ 暴力団員 (法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に
関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(9) キャラクターの使用によって、特定の企業・団体のキャラクターであるか
のような誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(10) 「トキめく能登の未来」米づくり認証制度の認証マークの記載がない米袋
等にキャラクターを掲載する場合

(11) その他、キャラクターの使用が適当でないと認められる場合

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 届出を行った内容の範囲内で使用し、会長の指示する条件に従うこと。

(2) 使用するデザインは、別途定める使用ルールに基づくこと。

(3) 会長から求められた場合に、当該使用に係る物件の完成品画像データ等を
提出すること。

(4) 使用可能となった権利を譲渡又は転貸しないこと。

(5) キャラクターデザインには、原則、以下のうちいずれかの表記を付すこと。
ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

【キャラクターデザインに付す表記】

- ・ トキPRキャラクター のとっきー
 - ・ 能登地域トキ放鳥PRキャラクター のとっきー
 - ・ のとっきー◎能登地域トキ放鳥受入推進協議会
 - ・ ◎能登地域トキ放鳥受入推進協議会 のとっきー
- ※改行して表記することも可能とする。

(届出内容の変更等)

第7条 使用者が届出を行った内容について変更がある場合、変更後の内容により
再度届出を行うこと。

(使用の取消し等)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合はキャラクターの使用を取り
消し、使用者に対し使用物件等の回収等、必要な措置を請求し、使用者は直ちに
これに応じるものとする。使用者は、使用が取り消された場合、取り消しの日か
ら使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
 - (2) 届出の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (3) 第4条各号のいずれかに該当する場合
 - (4) その他キャラクターの使用が不相当であると認められた場合
- 2 協議会は、前項の規定による使用の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 会長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第9条 この規程による使用について、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について協議会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第10条 協議会は、この規程による届出の提出に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第11条 協議会は、キャラクターの使用を認めたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第12条 協議会は、届出のあった使用状況、キャラクターを使用した物件の写真等について公開し、広報等に使用することができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年1月15日から適用する。

附 則 (令和8年2月5日変更)

この規程は、令和8年2月5日から適用する。

附 則 (令和8年3月10日変更)

この規程は、令和8年3月10日から適用する。